



【日時】平成28年10月24日～28日 【場所】英国ロンドンIM0本部

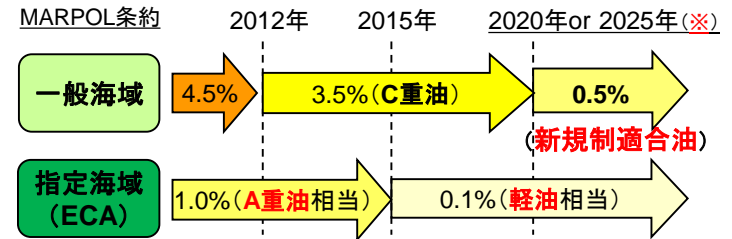
## 【主な審議事項】

- ◆ 船舶燃料の硫黄分濃度規制の開始時期(別紙参照)の検討
  - ・ IMO専門家部会が作成した報告書をもとに、締約国が、2020年から船舶がこの規制に適合できるか否かを審議する。もし、適合できないと判断された場合には、2025年から開始となる。
- ◆ 燃料消費実績報告制度の導入
  - ・ 我が国より提案した、総トン数5,000トン以上の国際航海に従事する全ての船舶を対象に、運航データ(燃料消費量、航海距離及び航海時間)を、IMOに2019年から報告させる制度(各船舶の燃料消費実績を「見える化」することで、船舶からの温室効果ガス削減を促す)を導入する条約改正案を採択する予定である。
- ◆ 温室効果ガスの排出削減目標
  - ・ 上記の採択に伴い、国際海運からの温室効果ガス削減目標をどのように定めるかの議論を2009年以来再開する。我が国は、国際海運の持続的経済活動と両立する目標とするため、排出量の絶対値ではなく、エネルギー効率(単位輸送量あたりの燃料消費量)の改善を基礎とし、対策を講じない場合からの削減量も示す柔軟な目標設定の考え方を提案している。
- ◆ 新造船に対する温室効果ガス排出性能規制(EEDI)の段階的強化
  - ・ 現在、新造船の設計・建造においては、2013年の規制開始時における現存船の平均EEDI値(1トンの貨物を1マイル運ぶ際に排出されるCO<sub>2</sub>のグラム数)より10%の削減が義務づけられている。
  - ・ 2020年からは20%削減に規制強化する予定となっており、我が国を中心に関係国で技術開発状況をレビューした結果、予定どおり20%削減を維持することが適切との報告書を取りまとめた。その報告をもとに2020年の削減率について審議する。
- ◆ 船舶バラスト水規制管理条約の円滑な実施に向けた取り組み
  - ・ 条約発効日が2017年9月8日と確定したところ、現存船へのバラスト水処理設備の搭載期限(条約発効後5年内)を更に延長すべきとの提案が出たため、搭載期限について審議する。

## 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の規制(MARPOL条約附属書VI): 2008年採択

- 排ガス中のSO<sub>x</sub>は、燃料油に含まれる硫黄分(S分)の濃度に依存するため、これを規制。
- 一般海域と指定海域(ECA: Emission Control Area)において、それぞれ段階的に規制強化。(指定海域: 北米、米国カリブ海、北海・バルト海)
- 一般海域の0.5%の規制開始時期は、条約上、2020年1月と定められているが、基準見直し規定あり。
- ✓ IMOに設置された専門家部会(SC)が作成した情報に基づき、船舶が規制に適合できるか否かを締約国が判断し、適合できない場合は、2025年1月に効力を生じる
- ✓ 2018年までに基準見直しを終了。

### 段階的に硫黄分濃度規制の上限値を強化



北米・米国カリブ海ECA



北海・バルト海ECA

